

コラム



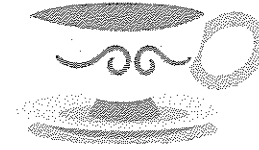
最後の晚餐

亡くなる前に、最後の晚餐として何を食いたいですか？などといった質問を時々見受けられることがある。それに対して、ある人は特大のステーキが食いたい、ある人は子どもの頃に食べたカレーライスが食いたい、またある人はフランス料理のディナーが食いたい…などと答えていた。だが、人間は高齢となり死期が近づく頃には、歯は抜け、味覚が落ち、内蔵も弱まり、精神も動揺し、固形物を口に入れることもままならなくなってしまう場合がほとんどだ。仮に食べられても不味くて仕方がないといったところであろう。体が衰弱してから〇〇をもう一度食べたいと言ったところで手遅れというのが関の山だ。食いたいものがあるのであれば、先延ばしではなく、今食べておくべきであろうと常々思っている。

そんな筆者自身の最後の晚餐はというと、今から30年程前、ホーチミン（旧サイゴン）のビンタンホテルで飲んだコーヒーであったと“既に”思っている。例えは変だが、プロパンガスが部屋中に充満するかの如くにコーヒーが強烈に香るということを知ったのはこの時であった。しかし、今、世界中のどこを捜しても、当時と同様のコーヒーは2度と飲めないと思っている。理由としては、現在の

コーヒーは画一的流通が優先されて風味が落ちてしまっている等もあるのだが、それ以前の問題として自分自身の味覚の衰えからは逃れられないからなのだ。明らかに自分自身の味覚は歳とともに衰えてきており、後にも先にも、あの時のコーヒーはもう2度と味わえない。人の味覚も一期一会ということであろう。

さて、平和憲法とともに歩んできた労働法制の問題だが、戦後直後の輝きはなくなりつつあり、鈍い妖しい光を放ち始めて来ている。派遣法改悪案は再々度国会に提出され、労働基準法の改悪案要綱も既にまとめられている。また、既報でご承知の事とは思いますが、厚生労働省の需給調整事業課長が、2015年1月、日本人材派遣協会の賀詞交換会において「派遣労働は期間がきたら使い捨てだった。モノ扱いだったのが、ようやく人間扱いする法律になってきた」などと発言していたことも明らかとなっている。労基法が改悪されることになれば、特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェSSIONAL制度：ホワイトカラーエグゼンプション制を言い換えたもの）が創設され、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定が適用除外となっていく。かつての労働3権の輝きも、最後の晚餐



社 論

となりかねない状況になりつつある。いよいよ正念場の時と言えよう。

そんな矢先に、厚生労働省内の職員の深夜残業を2015年10月から原則禁止にすることが発表された。一見すると、率先して残業をなくすのであるから大変よいことではないかと、多くの人々は思うのであろう。しかし、現実には仕事を家に持ち帰るだけで、眼に見えない家庭での残業となることは必至というものであろう。何しろ、厚生労働省として行わなければならない仕事は、まさに山の様に膨大にある。国民・厚生年金問題、医療問題、労働問題、各種社会保険の問題、生活保護の問題、伝染病の問題、それに国会答弁書の作成もある。厚生労働省の仕事は金儲けのためにしていることではないのであるから。やるべき仕事があるにもかかわらず仕事時間だけが削られれば、仕事の手抜き、あるいは見えないサービス残業の更なる増加、非合法の下請け外注の拡大、ゴーストライターの拡大等も懸念される。また、家庭に持ち帰ってのサービス残業が原因で死亡したとしても、労災にも当てはまらないなど言われれば、それこそたまったものではないであろう。

厚生労働省がなすべきことは、第1に、人間が生きて行く上での問題解決の視点を持つ

こと。その上で、問題解決に十分に当たれるよう職員を十二分に増やすこと、必要経費を確保することであろう。残業時間の減少は、その結果としてついてくるものでなければならぬだろう。単純に建前上の残業時間さえ減れば、労働者個人にかかる負担がどうなろうと知らぬ顔というのであれば、それこそが公然と残業代を払わないで済むホワイトカラーエグゼンプションの考えそのものと言わざるを得ない。

さて、さて、話を始めに戻すが、最後の晚餐、皆様はいかがか？

